

雲出川下流における避難のあり方検討会（仮称）規約（案）

（名称）

第1条 本会の名称は「雲出川下流における避難のあり方検討会（仮称）」（以下、「検討会」という。）とする。

（目的）

第2条 検討会は、雲出川下流における洪水発生時の避難誘導のあり方や、住民の的確な避難行動のあり方などを様々な観点から議論し、情報提供の向上・強化を図り、方向性をとりまとめる事を目的とする。

（組織等）

第3条 検討会の委員は、別紙のとおりとする。

2. 検討会は、必要に応じて専門的な知識を有する者を招聘し、意見を聞くことができる。

（会議等）

第4条 検討会には、座長をおく。

2. 座長は委員の互選によってこれを定める。
3. 座長は会務を総括し、座長に事故があるときは、座長が予め指名する委員がその職務を代行する。
4. 検討会は必要に応じて適宜開催するものとし、座長が招集する。

（情報公開）

第5条 検討会の会議、会議資料、議事録については、個人情報などに関わるものを除き、原則として公開とする。

（事務局）

第6条 検討会の事務局は、津市危機管理部防災室、松阪市危機管理室及び国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所調査第一課が行うものとする。

（規約の改正）

第7条 本規約の改正は、検討会で定めるものとする。

（雑則）

第8条 本規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会においてこれを定める。

附則

（施行期日）

この規約は、平成27年1月27日から施行する。

雲出川下流における避難のあり方検討会（仮称）

委員名簿（案）

	氏名	所属	専門分野等
委員	葛葉 泰久	三重大学大学院 生物資源学研究科 教授	河川工学
委員	川口 淳	三重大学大学院 工学研究科 准教授	地域防災
委員	門口 信男	津市高茶屋地区自主防災協議会会長	津市
委員	近藤 仁	津市雲出地区自治会連合会会長	津市
委員	伊藤 裕計	津市木造自治会会長	津市
委員	横井 勝己	津市自治会連合会香良洲支部会長	津市
委員	水谷 勝美	松阪市嬉野連合自治会長	松阪市
委員	磯部 享志	松阪市川原木造自治会長	松阪市
委員	伊藤 俊	松阪市北小野江自治会長	松阪市
委員	大橋 光弘	松阪市五主町自治会長	松阪市
委員	木下 榮雄	津市消防団本部副団長兼津方面団長	津市
委員	森 貴司	津市消防団久居方面団長	津市
委員	丸山 修司	津市消防団香良洲方面団長	津市
委員	安保 正巳	松阪市消防団副統括団長兼嬉野方面団長	松阪市
委員	奥川 嘉昭	松阪市消防団三雲方面団長	松阪市
委員	西本 茂人	津南警察署長	津市
委員	吉田 誠	松阪警察署長	松阪市
委員	坂井 清	三重県津地域防災総合事務所長	三重県
委員	伊藤 清則	三重県津建設事務所長	三重県
委員	岡村 昌和	三重県松阪地域防災総合事務所長	三重県
委員	渡辺 克己	三重県松阪建設事務所長	三重県
委員	岩中 聡	津市危機管理部長	津市
委員	森川 孔彦	津市建設部長	津市
委員	山口 精彦	津市消防長	津市
委員	南浦 康人	津市久居総合支所長	津市
委員	市川 稔	津市香良洲総合支所長	津市
委員	三田 敏彦	松阪市危機管理室長	松阪市
委員	谷口 保司	松阪市都市整備部長	松阪市
委員	水井 寛	松阪地区広域消防組合消防長	松阪市
委員	前田 昭明	松阪市嬉野地域振興局長	松阪市
委員	鈴木 修	松阪市三雲地域振興局長	松阪市
委員	川原林 哲也	国土交通省 中部地方整備局 三重河川国道事務所 副所長	国土交通省

（順不同・敬称略）